

小山町最低制限価格制度実施要綱の運用

(令和8年4月制定)

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

①直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・機器費(機器価格)

②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・設計技術費

③現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・据付間接費

④一般管理費とするもの

- ・一般管理費

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

①直接工事費とするもの

- ・直接工事費の10分の9

ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする

②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費

③現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・直接工事費の10分の1

ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした

工事の場合は直接工事費の10分の2とする

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

第3条第2項関係

建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項第1号の額に0.8を乗じて算出した額とする。

(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10)

附 則

- 1 この運用は、令和8年4月1日から施行する
- 2 この運用は、令和8年4月1日以降、公示または指名通知を行うものから適用する。